

葛飾区子ども・若者支援活動費助成金に関する取扱い要領

31 葛子応第7号

平成31年4月12日

一部改正 令和2年8月11日

一部改正 令和3年7月27日

子育て支援部長決裁

第1条 葛飾区子ども・若者支援活動費助成金交付要綱（平成31年4月11日付け31葛子応第4号。以下「要綱」という。）第4条第1項の要領で定めるものとは次に掲げる費用とする。

(1) 報償費

- ① 事業の一環として実施される申請団体の構成員以外の方による講演会等の講師謝礼及び保育士、栄養士その他の特別な資格を有する者に支払う助成対象事業実施に係る謝礼

（講演会1回当たり講師1人につき15,000円以内）

- ② ボランティア等に交通費等実費負担相当として支払われる謝礼

（原則として1人1日の活動につき1,500円以内）

(2) 需用費

- ① 材料費、食材費（調理済みの食料品及び飲料品を含む）、教材代、文具代、用紙代その他の消耗品費

- ② 削除

- ③ 削除

- ④ 事業PRのためのポスター、チラシ、リーフレット、冊子、写真その他の印刷費

(3) 役務費

- ① 切手、はがきその他の郵便料

- ② 資機材、物品、汚物その他の運搬料

- ③ 広告掲載料

- ④ 振込手数料

- ⑤ 仲介手数料

- ⑥ 損害保険その他の保険料

(4) 使用料・賃借料

- ① コピー代

- ② 会場、会議室、付帯設備その他の施設使用料

- ③ 駐車場使用料

- ④ 土地、家屋その他の賃借料

- ⑤ 貸与物品類の賃借料

- ⑥ 資機材、トラックその他の借上料

- (5) 委託料
 - ① 会場設営、撤去に係る委託料
 - ② 装飾委託料
 - ③ 芸能委託料
 - ④ 廃棄物処理委託料
- (6) 備品購入費
2万円以上の物品の購入費
- (7) 負担金
学習支援の一環として実施する支援の対象となる子どもが区の他の検定料助成を受けずに漢字検定、英語検定その他を受験する場合の検定費用
(対象となる子ども1人につき年1回まで)
- (8) 研修費
 - ① 事業実施に伴うスタッフの研修、講演会、セミナー等の参加費
 - ② 食品衛生責任者資格取得のための養成講習会受講料

第2条 要綱第4条第2項の要領で定める費用とは次に掲げる費用とする。

- (1) 報償費
 - ① 現金以外の物品(金券を含む。)による謝礼
 - ② 研修、講演会、セミナー等の参加に対する謝礼
- (2) 需用費
 - ① 第1条(2)に記載されたもの以外の飲食費
 - ② 贈答品、金券類
 - ③ 販売事業者以外から購入した物品
- (3) 役務費
 - ① ガソリン代
 - ② 交通費(有料道路使用料を含む)
 - ③ 光熱水費
 - ④ 電話料、インターネット通信料その他の電信料
 - ⑤ ホームページに係る費用
- (4) 使用料・賃借料
 - ① 自宅を会場としている場合の家賃
 - ② 申請事業以外で使用できる通信機器、電子機器又はアプリの使用料又は賃借料その他の使用料又は賃借料
 - ③ 敷金及び保証料等、後日返金が想定される経費
- (5) 委託料
申請事業の全部又は主要な部分を他団体に委託した場合の委託料
- (6) 備品購入費
申請事業以外で使用できる通信機器や電子機器その他の購入費

(7) 負担金

- ① 高校、大学その他の学校入学に係る受験料
- ② 自己啓発、娯楽その他学習支援以外の目的で実施する子どもの検定、資格試験その他の受験料

(8) 研修費

- ① スタッフ自身が開催する研修、講演会、セミナー等の参加費
- ② 参加者の親睦を目的に行われる懇親会の経費

(申請書)

第3条 要綱第7条の要領で定める申請書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動費助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支計画書
- (4) 助成対象団体であることが確認できる書類（代表者が確認できる書類、団体規約、構成員名簿）
- (5) その他区長が認める書類

(交付決定に係る通知書)

第4条 要綱第8条の要領で定める通知書は、区長が、助成金を交付することが適当と認めるときは子ども・若者支援活動費助成金交付決定通知書（第2号様式）、不適当と認めるときは子ども・若者支援活動費助成金不交付決定通知書（第3号様式）とする。

(請求書)

第5条 要綱第9条第1項の要領で定める請求書は、子ども・若者支援活動費助成金請求書（第4号様式）とする。

(交付決定の変更に係る申請書)

第6条 要綱第10条第1項の要領で定める申請書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動費助成金変更承認申請書（第5号様式）
- (2) 交付決定変更用 事業変更計画書
- (3) 交付決定変更用 事業変更収支計画書
- (4) 団体名や所在地を変更した場合は変更内容が確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付決定の変更に係る通知書)

第7条 要綱第10条第2項の要領で定める通知書は、区長が、交付決定を変更することが適当と認めるときは子ども・若者支援活動費助成金変更承認通知書（第6号様式）、不適当と認めるときは子ども・若者支援活動費助成金変更不承認通知書（第7号様式）とする。

(交付決定の変更に係る請求書)

第8条 要綱第10条第3項の要領で定める請求書は、子ども・若者支援活動費助成金請求書(第4号様式)とする。

(交付決定事業の変更、中止又は廃止に係る報告書)

第9条 要綱第11条第1項の要領で定める報告書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動変更・中止・廃止報告書(第8号様式)
- (2) 事業変更計画書
- (3) 事業変更収支計画書
- (4) 団体名や所在地を変更した場合は変更内容が確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(実績報告書)

第10条 要綱第12条第1項の要領で定める報告書及び必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども・若者支援活動実績報告書(第9号様式)
- (2) 事業報告書
- (3) 事業決算書及び助成対象経費の支出に係る領収書・受領書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定に係る通知書)

第11条 要綱第12条第3項の要領で定める通知書は、子ども・若者支援活動費助成金確定額通知書兼返還通知書(第10号様式)とする。

(交付決定の取消しに係る通知書)

第12条 要綱第14条第2項の要領で定める通知書は、子ども・若者支援活動費助成金交付決定取消通知書兼返還通知書(第11号様式)とする。

付 則

この要領は、平成31年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和2年8月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年7月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。